なまこ漁業の許可等の取扱方針

令和3年7月14日制定

(趣旨)

第1 岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号。以下「規則」という。)第4条第 1項第2号に規定するなまこ漁業(以下「本漁業」という。)の許可又は起業の認可(以 下「許可等」という。)に関する取扱いについては、漁業法(昭和24年法律第267号。以 下「法」という。)、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第2 この方針は、岩手県に住所地を有する者に適用する。

(制限措置の内容)

第3 法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び規則第11条第1項各号 に規定する制限措置の内容は、別表1のとおりとする。

(許可の基準)

第4 法第58条において読み替えて準用する法第42条第5項(規則第11条第5項)に定める許可の基準は、別表2のとおりとする。

(条件)

第5 法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項(規則第13条第1項)に規 定する条件は、別表3のとおりとする。

(許可の有効期間)

第6 法第58条において読み替えて準用する法第46条第1項(規則第15条第1項)に規 定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了す るように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

(資源管理の状況等の報告)

- 第7 法第58条において読み替えて準用する法第52条第1項(規則第21条)に規定する 資源管理の状況等の報告は、毎年、第3の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30日以内に知事に行うものとする。
- 2 前項の報告書は、第9第1項の例により、提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第8 法第58条において読み替えて準用する同法第39条第2項(規則第7条第2項)に 規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から10か月(起業の認可の有効期間 が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで)とする。ただし、知事 がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した 期間とする。

(許可等の申請等)

- 第9 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該広域 振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は、水産振興課総括課長に提出す るものとする。
- 2 法第58条において読み替えて準用する法第47条(規則第16条)の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条(規則第17条)の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項(規則第18条第2項)の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条(規則第19条第1項)の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による許可証の書換え交付(規則第27条)及び許可証の再交付(規則第28条)を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附則

1 この方針は、令和3年7月14日から施行する。

別表 1

漁業種類								
	水動物種類	漁の類のの業方具種そ他漁の法	操業区域	漁業時期	推進 機 の 力数	船舶の総トン数	漁業者の 資格	許はのをき者のと業可べ業数
なま ま こ 淮 、 な ま こ 者 水 ま る ま る ま る る る る る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る		か	第同区接同がれい一漁域す漁設で海にる業定い域は	8 月 1 日			岩手県内に 住所を有す る者	
漁業及び 繁殖期 ま 2 業を除 く)	なこ	ぎ、も	第同の者意海世権権同た	か 31 まで			岩住し域一業権該か得手所、に種権者漁らて内を業る同漁は権意るに有区第漁業当者を者	

なま 水器 水器 水器 水 水 水 水 水 水 ま ま ま ま ま ま ま た 除 に 、 に に に に に に に に に に に に に	なまこ	潜水器			岩手県内に 有 し、 様 る 同 漁 業権者 岩手県内に	_
繋殖期なまこ漁業	なまこ	潜水器等	6 月 1 日 か 7 月 31 目 まで		住し域一業権該か同い所、に種権者漁ら意るを業る同漁は権業得を者有区第漁業当者のて	_

別表 2

	T
優先順位	基準
第1位	操業の実績*がある者
第2位	漁業権除外区域に隣接する共同漁業権区域の行使権がある者
第3位	上記に該当しない者
備考	第1~3位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。
	更に同順位の場合は、くじ引きとする。

[※]岩手県知事が許可する本漁業による実績

別表3

-	
漁業種類	条件
なまこ漁業	ア 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。
(なまこ潜	イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制
水器漁業及	限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
び繁殖期な	
まこ漁業を	
除く)	
	ア 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。
なまこ潜水	イ 日没から日の出までの間は、操業してはならない。
器漁業(繁	ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制
殖期なまこ	限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
漁業を除	
<)	
	ア なまこ種苗生産以外の目的で採捕してはならない。
繁殖期なまこ漁業	イ ・・・(漁獲予定数量)を超えてなまこを採捕してはならない。
	ウ 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。
	エ 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をして
	はならない。
	オ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制
	限する指示をした場合には、これに従わなければならない。